平成２４年（フ）第３０４号
埼玉県所沢市大字山口5054番地　椿峰ロイヤルガーデン１―301、前住所埼玉県所沢市小手指南３丁目31番地の９
債務者　西野　直美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３０６号
埼玉県所沢市上新井２丁目27番地の６　エステート３―203、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字下新田589番地30
債務者　南　　歩
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３１３号
埼玉県所沢市北所沢町2242番地の13　太田コーポ103
債務者　塩澤みのる
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３２１号
埼玉県川越市旭町２丁目６番地19　いづみハイツ５号室
債務者　神田富三郎
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０１号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字大塚75番地２
債務者　桑原　昌代
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１１４号
愛知県一宮市富士１丁目６番６―303号　アレフⅡ
債務者　スリー岩崎店こと　塚本　陽一
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１７１号
沖縄県那覇市字大道117番地センチュリー屋富祖305
債務者　具志　美香
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１７７号
沖縄県豊見城市字名嘉地108番地２　コーポＪＵＮ105号
債務者　髙江洲宗清
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１７８号
沖縄県豊見城市字名嘉地108番地２　コーポＪＵＮ105号
債務者　髙江洲豊子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２９号
北海道滝川市黄金町東１丁目６番37号
債務者　今野　孝子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
山形県東田川郡三川町大字猪子字大堰端373番地６
債務者　成田　友子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１６２号
神奈川県平塚市西真土１丁目２番88号　メゾンミツイ103号
債務者　岸　タケ子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１９０号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目６番地の15　ファミール蔵町203
債務者　岩本　健志
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３７号
相模原市中央区上溝７丁目12番21―204号
債務者　五十嵐　隆
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１３８号
相模原市中央区上溝７丁目12番21―204号
債務者　五十嵐加代子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１３９号
相模原市緑区下九沢1840番地４　ディアスヒロ101
債務者　長岐　康彦
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１４０号
相模原市緑区下九沢1840番地４　ディアスヒロ101
債務者　長岐　祐子（旧姓安西）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで横浜地方裁判所相模原支部